

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
名称	株式会社マイカル	株式会社マイカル
住所	大阪市中央区久太郎町3-1-30	大阪市中央区久太郎町3-1-30
代表者の氏名	岡田元也	川本敏雄

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	住所	代表者
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3-1-30	岡田元也
株式会社かめや	原村11122-1	吹上孝文
株式会社マイカルフォトステーション	大阪市中央区船場中央2-2-5-301	城戸敏之
株式会社リマックス	豊科町大字豊科4272-10	市川洋一
株式会社フォルサム	大阪市中央区船場中央2-2-5	伊藤美男

(変更後)

名称	住所	代表者
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3-1-30	川本敏雄
株式会社かめや	原村11122-1	吹上孝文
スナップス販売株式会社	千葉市美浜区中瀬2-6	本田進
株式会社リマックス	安曇野市豊科4272-10	市川洋一
株式会社フォルサム	大阪市中央区船場中央2-2-5	伊藤美男

4 変更した年月日

平成18年5月25日

5 届出年月日

平成18年8月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県木曾地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年8月17日から平成18年12月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県木曾地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年8月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南松本ショッピングセンター

松本市高宮中1-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社アップルランド

松本市大字今井7155-28

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 変更しようとする事項

店舗面積の合計

（変更前）17,590m²

（変更後）15,152m²

駐車場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
平面第一駐車場	227台	227台
平面第二駐車場	150台	150台
立体駐車場4階	212台	212台
立体駐車場5階	210台	210台
立体駐車場6階	216台	216台
立体駐車場R階	155台	155台
駐車場A	139台	—
合計	1,309台	1,170台

位置は届出書に添付された図面のとおり

駐輪場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	10台	10台
2	10台	10台
3	117台	117台
4	100台	100台
5	120台	120台
6	80台	80台
7	20台	20台
8	50台	50台

A	20台	—
合計	527台	507台

位置は届出書に添付された図面のとおり

荷さばき施設の位置及び面積

番号	変更前	変更後
1	541m ²	541m ²
A	241m ²	—
合計	782m ²	541m ²

位置は届出書に添付された図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	変更前	変更後
1	23m ³	23m ³
2	13m ³	13m ³
3	11m ³	11m ³
4	13m ³	13m ³
A	12m ³	—
合計	72m ³	60m ³

位置は届出書に添付された図面のとおり

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	6	3
出口	6	3
合計	12	6

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成18年8月20日（駐車場の自動車の出入口の数及び位置）

平成19年4月2日（店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物保管施設の位置及び容量）

5 届出年月日

平成18年8月1日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年8月17日から平成18年12月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年8月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ南松本店

松本市双葉18-22

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社林友

松本市渚4-1-1

3 変更しようとする事項

店舗面積の合計

（変更前）17,590m²

（変更後）2,438m²

駐車場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
平面第一駐車場	227台	—
平面第二駐車場	150台	—
立体駐車場4階	212台	—
立体駐車場5階	210台	—
立体駐車場6階	216台	—
立体駐車場R階	155台	—
駐車場A	139台	139台
合計	1,309台	139台

位置は届出書に添付された図面のとおり

駐輪場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	10台	—
2	10台	—
3	117台	—
4	100台	—
5	120台	—
6	80台	—
7	20台	—

8	50台	—
A	20台	20台
合計	527台	20台

位置は届出書に添付された図面のとおり

荷さばき施設の位置及び面積

番号	変更前	変更後
1	541m ²	—
A	241m ²	241m ²
合計	782m ²	241m ²

位置は届出書に添付された図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	変更前	変更後
1	23m ³	—
2	13m ³	—
3	11m ³	—
4	13m ³	—
A	12m ³	12m ³
合計	72m ³	12m ³

位置は届出書に添付された図面のとおり

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社イトーヨーカ堂	午前10時	午後9時	—	—
株式会社アップルランド	午前10時	午後9時	—	—
株式会社サンジエルマン	午前10時	午後9時	—	—
松竹物産有限会社	午前10時	午後9時	—	—
有限会社丸山菓子舗	午前10時	午後9時	—	—
有限会社フルールあずさ	午前10時	午後9時	—	—
エステール株式会社	午前10時	午後9時	—	—
株式会社ファイブフォックス	午前10時	午後9時	—	—
株式会社ビューカンパニー	午前10時	午後9時	—	—
株式会社松南	午前10時	午後9時	—	—

株式会社ジェイティービートラベランド	午前10時	午後9時	—	—
株式会社やまと	午前10時	午後9時	—	—
佐々木賢吾	午前10時	午後9時	—	—
株式会社タツミヤ	午前10時	午後9時	—	—
株式会社パレモ	午前10時	午後9時	—	—
株式会社ライトオン	午前10時	午後9時	—	—
株式会社新星堂	午前10時	午後9時	—	—
株式会社カルチャ・イケダ	午前10時	午後9時	—	—
株式会社ノセ眼鏡店	午前10時	午後9時	—	—
株式会社スタジオアリス	午前10時	午後9時	—	—
有限会社まつばや	午前10時	午後9時	—	—
株式会社キャンドゥ	午前10時	午後9時	—	—
マナベ株式会社	午前10時	午後9時	—	—
壬生元直	午前10時	午後8時	午前10時	午後8時
株式会社オリヒロ	午前10時	午後8時	午前10時	午後8時
株式会社林友	午前10時	午後8時	—	—
株式会社ドン・キホーテ	—	—	24時間	

来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
平面第一駐車場	午前9時30分～午後9時30分	—
平面第二駐車場	午前9時30分～午後9時30分	—
立体駐車場4階	午前9時30分～午後9時30分	—
立体駐車場5階	午前9時30分～午後9時30分	—
立体駐車場6階	午前9時30分～午後9時30分	—
立体駐車場R階	午前9時30分～午後9時30分	—
駐車場A	午前9時30分～午後8時30分	24時間

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入 口	6	2
出 口	6	1
合 計	12	3

位置は届出書に添付された図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前6時～午後8時	—
A	午前6時～午後8時	24時間

4 変更する年月日

平成18年8月21日（大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の自動車の出入口の数及び位置、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

平成19年3月31日（店舗面積の合計、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物保管施設の位置及び容量）

5 届出年月日

平成18年7月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年8月17日から平成18年12月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年8月17日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友穂高西店

安曇野市穂高柏原2872-11ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所

株式会社エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 廃止前の店舗面積の合計

2,416m²

4 廃止後の店舗面積の合計

0m²

5 廃止する日

平成18年8月1日

産業政策チーム

公告

佐久市土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成18年8月17日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

理事

新任

氏名	住所
神津史延	佐久市長土呂423番地5
東城範義	佐久市長土呂113番地4
浅沼戡治	佐久市岩村田429番地4
岩崎一夫	佐久市岩村田3179番地2
森角健一	佐久市安原1383番地1
荻原紀人	佐久市塚原2459番地
小林常恵	佐久市塚原1839番地
上原英利	佐久市常田261番地1
大井澄夫	佐久市根々井307番地
小林義政	佐久市鳴瀬1869番地1
樋田庸雄	佐久市三河田73番地
棚澤節男	佐久市横根806番地1
中澤久	佐久市安原715番地1
小平長美智	佐久市新子田826番地
飯森信夫	佐久市志賀5839番地
桃井龍太郎	佐久市志賀5414番地イ

重任

氏名	住所
三浦大助	佐久市伴野1569番地2
荻原明日生	佐久市岩村田297番地3
山崎嘉洋	佐久市安原1505番地8
酒井正	佐久市小田井971番地
池田勝福	佐久市塚原840番地4
荻原茂宣	佐久市平塚253番地
吉澤幹雄	佐久市塚原118番地1
山崎達之	佐久市常田260番地
土屋征男	佐久市鳴瀬1107番地1
中山三男	佐久市鳴瀬3675番地2
花里薰	佐久市鳴瀬845番地
佐藤征一郎	佐久市塙名田1276番地
高野守久	佐久市塙名田230番地6
赤羽根孝雄	佐久市横和405番地
森泉進一	佐久市上平尾1718番地
藤牧三平	佐久市下平尾1315番地1

退任

氏名	住所
東城良次	佐久市長土呂365番地1
徳田修助	佐久市長土呂400番地2
大塚哲夫	佐久市岩村田450番地
戸塚石意	佐久市岩村田1710番地
森泉浩光	佐久市岩村田8089番地4
小林大次郎	佐久市塚原2350番地
小林裕	佐久市塚原1951番地1
上原利市	佐久市常田330番地
佐藤丈次	佐久市根々井549番地2

小林啓介	佐久市鳴瀬2095番地1
小林邦威	佐久市三河田90番地
渡辺邦利	佐久市横根1134番地
堀籠誠一	佐久市安原804番地2
井出章	佐久市志賀3598番地
木内澄雄	佐久市志賀3380番地
小川佳夫	佐久市香坂2849番地

監事

新任

氏名	住所
長谷川隆清江	佐久市岩村田1706番地1
松本義明	佐久市三河田70番地

重任

氏名	住所
甘利保人	小諸市大字市978番地1
森角大	佐久市岩村田513番地
中里憲一	佐久市新子田340番地

水と土・郷づくりチーム

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成18年8月17日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（2級）	平成18年11月19日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
交通誘導警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

種 别	定 員
交通誘導警備業務（2級）	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話026（233）0108）に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成18年9月26日（火）から9月27日（水）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成18年10月6日（金）までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3047）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月17日

長野県総合教育センター所長 畑 中 和 良

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等

灯油

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 価格表示認定制度の認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

長野県総合教育センター 総務部

電話 0263（53）8800（直通）

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月31日 午前10時

イ 場所 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

（郵便番号 399-0711）

長野県総合教育センター 第7研修室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年8月30日 午後5時

イ 場所 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4

(郵便番号 399-0711)

長野県総合教育センター 総務部

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

教学指導チーム